

名古屋市成年後見制度利用支援事業

～ 被後見人等が亡くなられた後の報酬助成の申請について ～

被後見人等…亡くなられた成年被後見人、被保佐人、被補助人を指します。

後見人等…被後見人等が生前の成年後見人、保佐人、補助人を指します。

後見監督人等…被後見人等が生前の成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人を指します。

1 申請窓口

被後見人等が亡くなられた時点における住所地の区役所福祉課

※援護の実施区（生活保護の実施区など）と被後見人等の住所地が異なる場合は援護の実施区の区役所福祉課窓口となります。

2 申請者

被後見人等の後見人等及び後見監督人等

※後見人等が複数選任されている場合や、後見監督人等が選任されている場合には、申請される方全員が同時に申請していただくようお願いします。

※後見人等が親族（本人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）である場合は、助成対象とはなりません。

3 助成対象となる要件

被後見人等の相続人及び相続財産管理人から報酬を受領することができない理由がある場合で、被後見人等が死亡日時点において、原則として、名古屋市内に住所を有し、かつ、以下のいずれかの要件に該当していることが必要です。

- ア 生活保護を受給している方
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
- ウ その他助成を受けなければ、制度の利用が困難であると市長が認める方

ウの「市長が認める方」とは、以下の①から④のすべてに該当する方です。

- ① 市町村民税非課税世帯
- ② 世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ③ 世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- ④ 世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない。

4 対象となる経費

○助成対象となる経費は、家庭裁判所が審判により決定した報酬です。
ただし、対象となる報酬は、平成22年10月1日以降の後見人等及び後見監督人等の業務に対する報酬です。

○助成上限額は、後見人等の報酬と後見監督人等の報酬を合計して、月28,000円です。(家庭裁判所の決定した報酬でも上限額を超えた分については、助成対象とはなりません。)

5 申請に必要な書類

	生活保護受給者	中国残留邦人等 支援給付受給者	その他市長が認める者に該当する
報酬助成金交付申請書・特例用 (要綱第2号様式の2)【市様式】	○	○	○
報酬付与の審判書の写し	○	○	○
被後見人等の生活保護受給証明書 (死亡日時点で受給していたことがわかるもの)	△ [生活保護の実施主体が本市以外の場合にのみ必要]	—	—
被後見人等の中国残留邦人等支援給付の受給証明書	—	○	—
被後見人等及び世帯全員の市町村民税非課税証明書	—	—	○
収入・資産等申告書 特例用 【市様式】	—	—	○
被後見人等の死亡が確認できるもの (住民票除票等)	△ [死亡時点の住所地が名古屋市以外の場合のみ必要]		
被後見人等と申請者の関係がわかるもの (登記事項証明書)	○	○	○

☆収入・資産等申告書の記入及び提出方法について

- ・収入金額には、前年1月から12月までの1年間の収入を記入してください。被後見人等の死亡日が1月から6月の場合は前々年の1月から12月までの収入を記入してください。
 ※収入には非課税年金や仕送りなど課税対象とならないものも含まれます。
- ・預貯金額には、被後見人死亡日時点の金額を記入してください。
- ・申告書に添付していただく書類
 預貯金額のわかるもの(預金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券の写し等)
- ・申請書提出の際にお持ちいただく書類
 申告書にご記入いただいた収入金額が確認できるもの(年金証書、源泉徴収票、給与明細等) ※写しを提出していただいても構いません。

●問合せ● 申請する区の区役所福祉課福祉係。申請する区が分からないときは、健康福祉局地域ケア推進課地域支援係までご連絡ください。 TEL 052-972-2549 Fax 052-955-3367